資料 2

第13回特定商取引法専門調査会

平成27年11月6日 消費者委員会 特定商取引法専門調査会

特定商取引法の 美容医療等への適用について

公益社団法人日本医師会

常任理事 今村定臣

常任理事 笠井 英夫

公益社団法人 日本医師会 定款

第3条(目的)

本会は、都道府県医師会及び郡市区医師会との連携のもと、 医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、 もって社会福祉を増進することを目的とする。

第4条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事項
- (2) 医学教育の向上に関する事項
- (3) 医学と関連科学との総合進歩に関する事項
- (4) 医師の生涯研修に関する事項

...

(15) その他本会の目的を達成するため必要な事項



*東京都文京区 本駒込の日本医師会館

郡市区等医師会(891) 《うち、大学医師会(64)》 192,858人(平成25年8月1日現在)



*平成15年文化人郵便切 手「北里柴三郎」より

都道府県医師会(47

181,578人(平成25年8月1日現在

* ノーベル医学・生理 学賞を受賞した山中伸 弥先生も日本医師会員。



*日医ニュース平成25年8月5日号より

公益社団法人 日本医師会 日本の医師総数 (約30万人)の うち約55%が加入

日本医師会会員数

166,121人(H26.12.1現在) 内 開業医 83,765人 勤務医他 82,356人

世界医師会に認められた、日本で唯一の医師個人資格で加入する団体です。

日本医師会会員の主たる診療科について

```
平成26年末現在の会員統計資料より、
       総会員数約16万6000名のうち、
主たる診療科(全47分類中)
      1.内科 -----約 57,600名
     2. 整形外科 ***** 約 12, 100名
     3.外科 ****** 約 11,700名
     4.小児科・・・・・約 9,600名
     5.眼科 - - - - - - 約 8.600名
     56名
     45.気管食道外科・・・・・・・
                    43名
     36名
     47.性病科•••••
                    10名
```

日本医師会綱領

日本医師会は、医師としての高い倫理観と使命感を礎に、 人間の尊厳が大切にされる社会の実現を目指します。

- 1. 日本医師会は、国民の生涯にわたる健康で文化的な明るい生活を支えます。
- 2. 日本医師会は、国民とともに、安全・安心な 医療提供体制を築きます。
- 3. 日本医師会は、医学・医療の発展と質の向上に 寄与します。
- 4. 日本医師会は、国民の連帯と支え合いに基づく 国民皆保険制度を守ります。

以上、誠実に実行することを約束します。

医師・患者関係についての日本医師会の取り組み

~各種指針等の制定と普及~

〇倫理に関する指針

- ・「醫師の倫理」(昭和26年)
- ・「医の倫理綱領」(平成12年)
- ・「医師の職業倫理指針」 (平成16年制定、20年改訂)
- 「日本医師会綱領」(平成25年)







〇『診療情報の提供に関する指針』

•平成11年制定、14年改訂

〇世界医師会『医の倫理マニュアル』

・WMA MEDICAL ETHICS MANUAL 日本語版として平成19年刊行



医師(医療提供者)と患者(被施術者)との契約関係の特徴

医師・患者関係を契約的に理解することは馴染まないが・・・

疾病の治療や健康状態の改善を主たる目的とするもの

診察、検査、内科的治療、外科的手術、リハビリテーション・・・ 医療の大部分を占め、ほとんどは保険診療として実施される 保険診療の場合、対価は診療報酬点数として公定されている 治療期間は長期にわたる場合もあるが、基本的に都度払い

美容の向上を主たる目的とするもの

美容整形、痩身、脱毛、増毛など、 歯科治療の一部(ホワイトニングなど) 医学的必要性は低く、医療全体の中に占める割合は低い 自由診療として行われるため対価は施設によりまちまち 治療期間は長期にわたる場合が比較的多い

•特殊なもの

分娩 → 自由診療であるが、母児の安全確保のためには適切な医学的管理が必要

「特定継続的役務提供契約」としての 規制対象の範囲について

1 対象となる医療の範囲

- ・医学的に早期に実施する必要のある治療などは対象とすべきでない →クーリングオフ期間の経過まで施術開始を遅らせる弊害など
- ・あくまでも医学的必要性の低い(ない)施術等に限定すべき
- →「美容の向上を主たる目的として行う医療行為」という考え方は合理的

2 具体的な役務の内容

- 対象となる役務を列挙することは、規制のわかりやすさの点で望ましい。
- ・歯科矯正治療などの一部については、医学的必要性が認められるものもあり、精査が必要

3 期間・金額について

- ・期間1ヶ月を超えるもの、金額5万円を超えるもの
- → おおむね妥当と考えられる

特商法を医療に適用する場合に留意いただきたいこと

1 国民の健康を支えてきた保険診療を阻害することのないしくみとしていただきたい

2 適用される範囲、規制内容(しなければならないこと、してはいけないこと)を明確にしていただきたい

結論

○ 疾病の治療を主目的とする医療行為に、商取引を対象 とする法令を適用することは不適切である。

○ しかし、美容を目的とする高額な施術など、契約上のトラブルなどが多く報告されている一定の範囲の医療行為については、不適切な契約内容から消費者を保護するための規制を整備することは必要と考える。

ご静聴ありがとうございました



平成27年11月6日 消費者委員会 特定商取引法専門調査会